

平成28年5月31日

資料12



浜松市
HAMAMATSU CITY

第4回 下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区） 運営事業の取組みについて



©浜松市

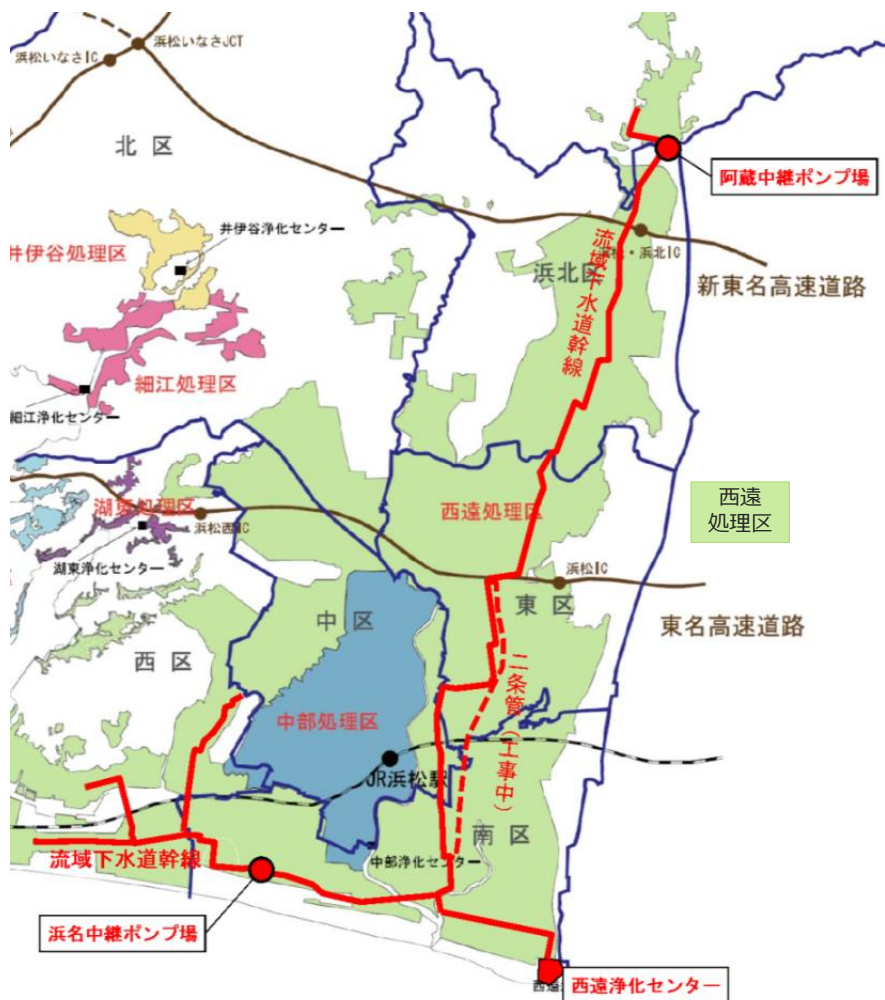
写真提供：国土交通省浜松河川国道事務所

浜松市上下水道部

目次

1. 事業の概要
 - (1) 事業の概要
 - (2) 事業スキーム
2. スケジュール
3. 事業者選定関係資料
 - (1) 特定事業(事業範囲)
 - (2) 参加資格要件
 - (3) 審査スキーム
4. 競争的対話
 - (4) モニタリング

1-1(1) 事業の概要



◆事業の背景

- 西遠流域下水道が平成28年4月1日に静岡県から浜松市に移管
- 本市下水道処理水量の約6割を占める最大の処理区

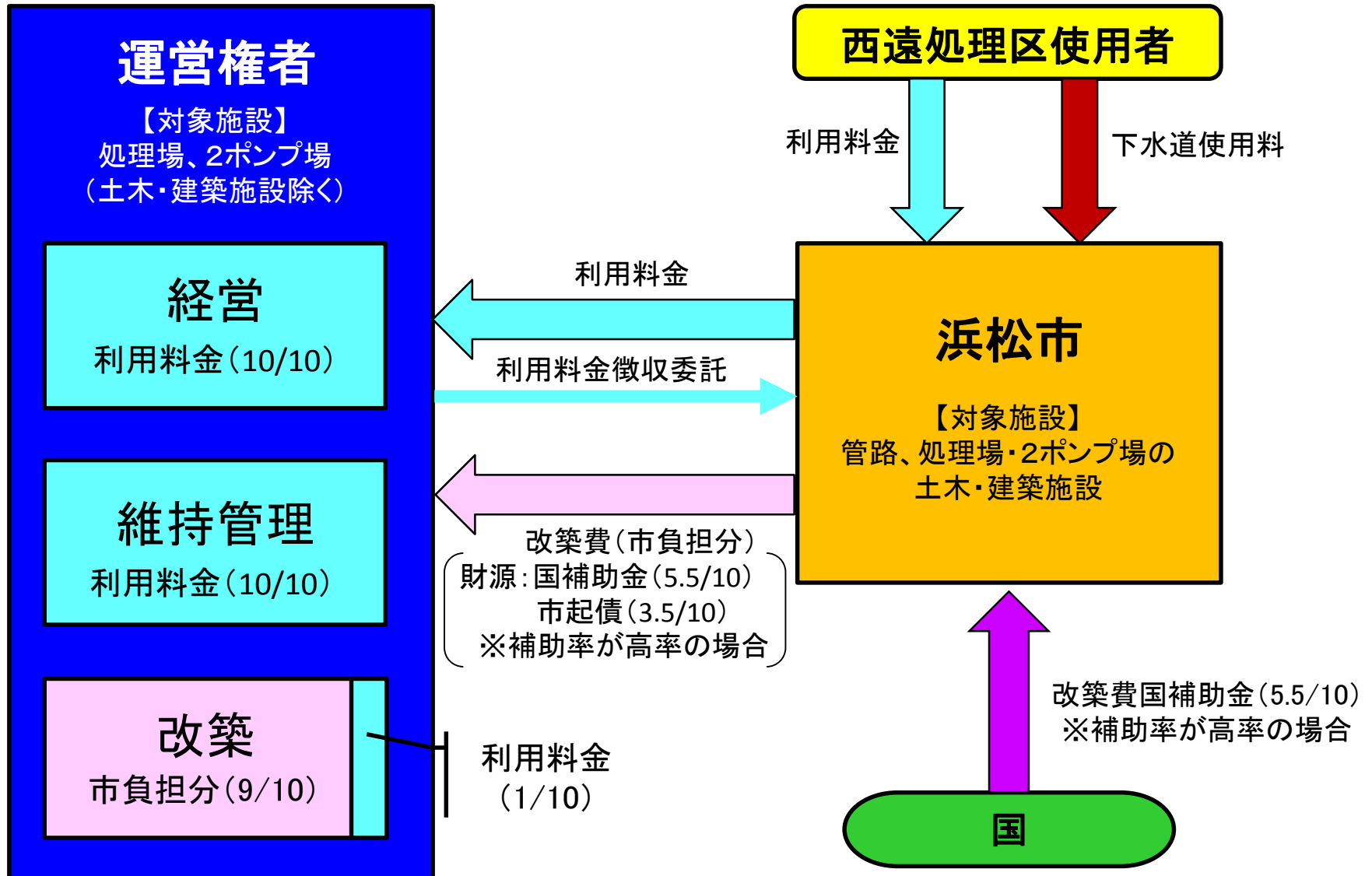
◆事業の目的

- ①事業効率化（コスト削減）
⇒長期契約、一括契約などのスケールメリットや民間の創意工夫の活用により効率化を実現
- ②民間活力を活用導入した適正な運営

◆事業の概要

- 事業方式：公共施設等運営事業（コンセッション方式）
- 対象施設：西遠浄化センター
浜名中継ポンプ場
阿蔵中継ポンプ場
(管路施設及び上記施設の土木・建築施設は除く)
- 事業範囲：維持管理、改築工事、料金收受 など
- 事業期間：20年間（平成30年度～平成49年度）

1- (2) 事業スキーム



2. スケジュール

時期	内容
平成28年2月29日	実施方針、特定事業の選定公表(3/1~3/16質問受付、3/10説明会・現地見学会、4/12質問への回答)
平成28年5月31日	募集要項等の公表 (6/1~6/20質問受付、6/7説明会・現地見学会、8/5質問への回答)
平成28年8月16日~23日	参加資格審査書類及び提案概要書の提出
平成28年8月30日	参加資格審査書類 ／ 附帯事業及び任意事業に関する予備的審査結果の通知
平成28年9月2日~30日	現地調査及び 競争的対話 (左記期間中に実施)
平成28年12月1日~5日	提案書類の提出
平成29年3月	優先交渉権者の選定 、基本協定の締結
平成29年10月	運営権設定、実施契約の締結
平成30年4月	事業開始

3. 公表資料

◎ホームページ公開資料

- 募集要項
- 優先交渉者選定基準
- 様式集及び記載要領
- 要求水準書(案)
- 実施契約書(案)
- 基本協定書(案)
- モニタリング計画書(案)

◎その他資料

- 関連資料集・参考資料集 ※守秘義務対象開示資料
(運営権設定対象施設一覧、事業期間中の使用料等及び利用料金の見込額、推移予測 他)

3-1(1) 特定事業(事業範囲)

義務事業

経営

- ・事業計画作成
- ・財務管理
- ・利用料金收受
- ・モニタリング 等

改築

- ・更新
- ・長寿命化

維持管理

- ・修繕
- ・維持

業務の遂行が運営権者の義務となる事業

附帯事業

既存の処理工程に捉われない新たな処理工程を導入し、義務事業と一体的に行うことで費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業

任意事業

本事業用地及び施設において、事業に係る全ての費用を運営権者自らの負担で行う独立採算の事業

※附帯事業と任意事業の実施は、応募者の提案による(義務ではない)。

3-1(2) 参加資格要件

【事業者を求めるもの】

- 西遠処理区は、本市下水道処理水量の約6割を占める最大の処理区
- 本事業の「事業規模」を運営できる能力を持つ事業者を求めたい



「経営」、「改築業務」、「維持管理業務」について、一定以上の「事業規模」の実績を参加資格要件とした

3—(2)—① 参加資格要件(経営)

○次のa又はbのいずれかに該当すること

a 次のいずれも満たすこと

- ・**一定期間以上**のPFI事業
- ・国、国の出資又は拠出する法人、都道府県、指定都市を管理者とするもの

b 次のいずれも満たすこと

- ・外国において、上下水道に係るPFI類似事業
- ・**一定期間以上**

※a、bのいずれも、次の要件を満たすこと。

- ・事業内容に施設の維持管理を含むと認められる事業で、平成28年度中に実施中の事業に限る。
- ・共同企業体により実施中の事業については、代表企業であると認められること。

3—(2)—② 参加資格要件(改築)

- **一定規模以上**の水処理施設の機械設備工事実績
- **一定規模以上**の焼却炉施設又は炭化炉施設の建設工事実績
- 上記2つのうち、どちらかの能力を有する施設の電気設備工事実績
- 機械設備・電気設備工事の経営事項審査結果の一定以上の総合評定値(P)

3—(2)—③ 参加資格要件(維持管理)

- **一定規模以上**の水処理施設(標準活性汚泥法と同等以上の終末処理場)の維持管理業務の**一定期間以上**の受託実績
- **一定規模以上**の汚泥処理(下水脱水汚泥の焼却又は炭化工程を含む)の維持管理業務の**一定期間以上**の受託実績

3-3 審査スキーム

○応募者が**より良い提案をするために**、審査スキームにおいて工夫をしている。



評価実施前に、**2段階**の措置

① 附帯事業及び任意事業に関する予備的審査

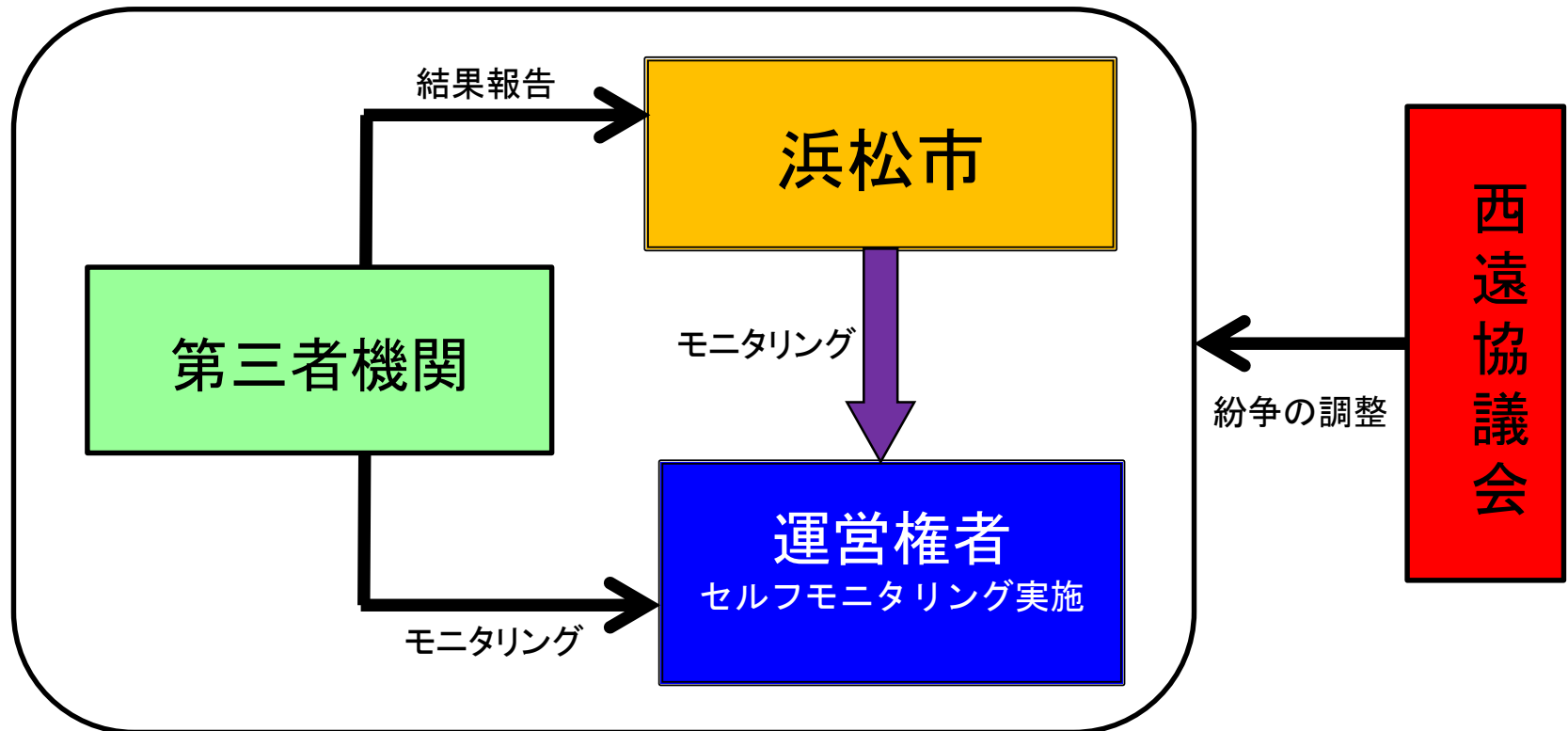
- ・ 参加資格申請書と同時に附帯事業・任意事業を記載した提案概要書を提出
- ・ 附帯事業・任意事業が市の政策方針や既存計画との整合性の観点から、採用が困難と見込まれるものについて、**予め排除した上で提案を求めるため。**

② 競争的対話

※「4. 競争的対話」参照

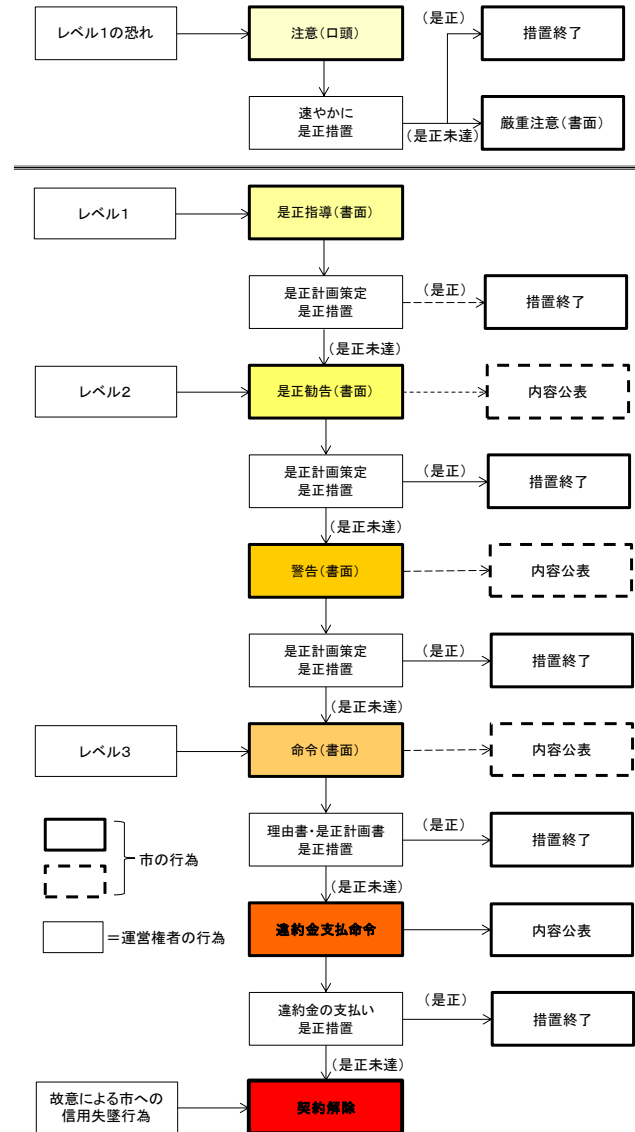
3-(4)-① モニタリング(体制)

- ①運営権者によるセルフモニタリング、②市によるモニタリング、③第三者機関によるモニタリングで構成
- 市によるモニタリングの結果について、運営権者と市との間で紛争が発生した場合、「西遠協議会(※略称)」(実施契約に基づく機関)で紛争方法の解決方法を調整



3-(4)-② モニタリング(ペナルティ)

- 要求水準未達の場合、違約金ポイントを加算
- 未達の内容により、3段階でレベル分け
 レベル1:業務管理の工程における軽微な不備
 レベル2:未達の影響が市と運営権者間または処理場内に留まるもの
 レベル3:故意又は過失による市への信用失墜行為等
- 未達状態が是正されない場合、違約金支払い命令(金額はポイント数に応じて算定)
- 本制度の目的は、未達状態の是正**
 違約金支払命令は、未達が是正されない場合の最終段階の措置
- 故意による市への信用失墜行為で重大なものは、即時、契約解除できる



4. 競争的対話

○競争的対話とは・・・

【公共施設等運営権及び公共施設等運営事業におけるガイドライン】

- ・民間のノウハウや創意工夫を積極的に活用すべき案件において、**要求水準の設定にむけて**民間と行う対話

【PFI事業実施プロセスに関するガイドライン】

- ・実施方針の公表以降において、入札又は公募の際の判断材料となる事項について、管理者等と民間事業者との**意思の疎通を図る**ための質問・回答

○本事業での目的

- ・公募内容において市と応募者との**齟齬を生じさせない**
- ・要求水準**未達成を防ぐ**

→応募者と市の双方が公募内容について共通理解を持つことで、提案及び選定作業を効率よく進めたい。